

障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別等^{さべつとう}の解消^{かいしょう}をめざして

■ 「北海道障がい者^{ほっかいどうしょうがいしゃ}及び障がい児^{およしょうがいじ}の権利擁護^{けんりようご}並びに障がい者^{しょうがいしゃ}及び障がい児^{およしょうがいじ}が暮らしやすい地域づくり^{ちいきすいしんかんじょうれい}の推進^{ほっかいどうしょうがいしゃじょうれい}に関する条例^{へいせいねんげついちぜん}（北海道障がい者条例^{ほっかいどうしょうがいしゃじょうれい}）」が、平成22年4月1日から全面^{めんせつ}施行^{せこう}されました。

■ 条例^{じょうれい}に基づき^{もと}、道内^{どうない}14圏域^{けんいき}に設置^{せっち}した「障がい者^{しょうがいしゃ}が暮らしやすい地域づくり委員会^{ちいきいんかい}」では、市町村^{しちょうそん}などと連携^{れんけい}し、障がい者^{しょうがいしゃ}が受けた差別^{さべつ}や虐待^{ぎゃくたい}などの解決^{かいけつ}に向けた協議^む・あっせん^{きょうぎ}を行います^{おこな}。

また、障がい者^{しょうがいしゃ}の地域生活^{ちいきせいかつ}を支えるサービス^{ささ}や暮らしづらさ^くに関するご相談^{かん}もお受け^{そうだん}します^う。

お困り^{こま}のときは、ご相談^{そうだん}ください。

★^{てつづ}手続き^{かんたん}は簡単^{むりよう} ★^{じんそく}無料^{たいおう}
★^{じんそく}迅速^{たいおう}に対応^{します}します

◎ 虐待^{ぎゃくたい}があった場合^{ばあい}

虐待^{ぎゃくたい}を行うこと、虐待^{ぎゃくたい}を放置^{ほうち}することは許^{ゆる}されません。虐待^{ぎゃくたい}に関する連絡^{かん}を受けた場合^{れんらく}、^{ただち}直ち^{かんけいきかん}に関係機関^{れんけい}と連携^{ひつよう}し、必要^{そち}な措置^{そち}をとります。

◎ 障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}・不利益^{ふりえき}な扱い^{あつか}があった場合^{ばあい}

条例^{じょうれい}では、差別^{さべつ}や不利益^{ふりえき}な扱い^{あつか}を禁止^{きんし}しています。差別^{さべつ}や不利益^{ふりえき}な扱い^{あつか}には、障がい者^{しょうがいしゃ}が、^{しょう}障がい^{ひと}のない人^{じっしつてき}と実質^{どうとう}的に同等^{にちじょうせい}の日常生活^{いとな}を営^むむことができるようにするために必要^{ひつよう}な^{はいりよ}配慮^かが欠^{ばあい}けている場合^{ふく}も含ま^まみます。

◎ 日常生活^{にちじょうせい}での暮らしづらさ^くがある場合^{ばあい}

暮らし^くを支^{ささ}えるサービス^{かん}に関すること^{さまざま}や様々な暮らしづらさ^くについて、ご相談^{そうだん}に^{おう}応^{こた}じます。

1 北海道障がい者条例に基づく各委員会等

本
庁

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

- 本部長：知事（ほんぶちよう：ちじ）
- 副本部長：副知事（ふくほんぶちよう：ふくちじ）
- 本部員：各部長、出納局長、教育庁教育次長、
有識者

調査部会
（有識者）

地域で解決できない事項

〇〇圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを目的として、14圏域に設置しています。差別や虐待及び権利擁護に関することのほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議します。
- 事務局は、各振興局又は総合振興局社会福祉課に置いています。
- 委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員等10名以内で組織しています。

勧告内容
の公表

知事の
勧告

指導

調査

地域づくり推進員（ちいきづくりすいしんいん）

- 地域づくり委員会を招集・総理します。
- 申立てのあった事実を確認するため調査を行うとともに、著しい暮らしづらさがある場合、その原因となる者に対する改善指導、知事に対する勧告の求めを行います。
- 地域で解決できない場合、推進本部に審議を求めます。

地域づくりコーディネーター（支援員）

連携

相談情報の提供

地域相談員（身障相談員・知的相談員等）

支援

21圏域
に配置

相談情報の提供

相談支援

地域自立支援協議会

個別支援、権利擁護、
地域づくりの協議等

調整委員会

地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るための協議組織

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき、市町村が実施

北
海
道

圏
域

市
町
村

2 地域づくり委員会の手続き

市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りごとの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課（地域づくり委員会事務局）にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

1 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※ 最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。

2 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聞き取り調査等を行います。また、困りごとの内容に応じて、関係者から聞き取りを行うこともあります。

3 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

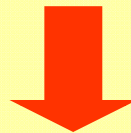
地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。



4 指導

地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。



5 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※ 勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事業の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて意見の聴取を行います。

※ 勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。

もよ
ちいき
いいんかいじむきょく
へいせい ねん げつ にち
3 最寄りの地域づくり委員会事務局 (平成22年4月1日)

ちいき 地域づくり委員会の事務局	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
そらちそうごうしんこうきょく 空知総合振興局	〒068-8558	電話 0126-20-0111
しゃかいふくしか 社会福祉課	いわみざわし じょうにし ちょうめ そらちごうどうちようしゃない 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎内	FAX 0126-25-6759
いしかりしんこうきょく 石狩振興局	〒060-8558	電話 011-204-5861
しゃかいふくしか 社会福祉課	さつぼろしちゆうおうくた じょうにし ちょうめ どうちようべっかん 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	FAX 011-232-1090
しりべしそごうしんこうきょく 後志総合振興局	〒044-0001	電話 0136-23-1938
しゃかいふくしか 社会福祉課	あぶたぐんくつちやんちようきた じょうひがし ちょうめ しりべしごうどうちようしゃない 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	FAX 0136-22-5846
いぶりそごうしんこうきょく 胆振総合振興局	〒051-8558	電話 0143-24-9836
しゃかいふくしか 社会福祉課	むろらんしかいがんちよう ちょうめ こういき ない 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	FAX 0143-22-5285
ひだかしんこうきょく 日高振興局	〒057-8558	電話 0146-22-9478
しゃかいふくしか 社会福祉課	うらかわぐんうらかわちようさかえおかひがしどおり ひだかごうどうちようしゃない 浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎内	FAX 0146-22-7712
おしまそごうしんこうきょく 渡島総合振興局	〒041-8551	電話 0138-47-9537
しゃかいふくしか 社会福祉課	はこだてしみはら ちょうめ おしまごうどうちようしゃない 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内	FAX 0138-47-9225
ひやましんこうきょく 檜山振興局	〒043-8558	電話 0139-52-6651
しゃかいふくしか 社会福祉課	ひやまぐんえさしちようあざじんちよう ひやまごうどうちようしゃない 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎内	FAX 0139-52-3010
かみかわそごうしんこうきょく 上川総合振興局	〒079-8610	電話 0166-46-5982
しゃかいふくしか 社会福祉課	あさひかわしながやま じょう ちょうめ かみかわごうどうちようしゃない 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	FAX 0166-46-5203
るもしんこうきょく 留萌振興局	〒077-8585	電話 0164-42-8317
しゃかいふくしか 社会福祉課	るもしすみのえちよう ちょうめ るもいごうどうちようしゃない 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内	FAX 0164-42-4715
そうやそごうしんこうきょく 宗谷総合振興局	〒097-8525	電話 0162-33-2573
しゃかいふくしか 社会福祉課	わっかないしすえひろ ちょうめ そうやごうどうちようしゃない 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	FAX 0162-33-2628
そうごうしんこうきょく オホーツク総合振興局	〒093-8585	電話 0152-41-0687
しゃかいふくしか 社会福祉課	あばしりきた じょうにし ちょうめ あばしりそごうどうちようしゃない 網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎内	FAX 0152-45-0494
とちちそごうしんこうきょく 十勝総合振興局	〒080-8588	電話 0155-27-8516
しゃかいふくしか 社会福祉課	おびひろしひがし じょうみなみ ちょうめ とちちごうどうちようしゃない 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	FAX 0155-27-2188
くしろそごうしんこうきょく 釧路総合振興局	〒085-8588	電話 0154-43-9255
しゃかいふくしか 社会福祉課	くしろしうらみ ちょうめ くしろそごうしんこうきょくない 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内	FAX 0154-41-2235
ねむろしんこうきょく 根室振興局	〒087-8588	電話 0153-23-6915
しゃかいふくしか 社会福祉課	ねむろしときわちよう ちょうめ ばんち ねむろごうどうちようしゃない 根室市常磐町3丁目28番地 根室合同庁舎内	FAX 0153-23-6176